

2016年9月5日

西東京市議会議員各位

西東京市泉町 2-18-22-303

苅草 治美

他 382人

「要介護1・2」を対象にした生活援助サービスを介護保険制度の保険給付から外さないように、
国への働きかけをお願いします

第7期（2018～2020年度）の介護保険事業計画に向け、「要介護1・2」を対象にした生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護給付見直しが、厚生労働省社会保障審議会で議論されています。しかし自治体においては、要支援1・2への総合支援事業への移行が始まつばかりであり、2015年制度改革の課題が全く検証されていない中で、さらなる保険給付外しが行われようとしていることに、強い不安を感じています。

地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保という方向性自体に異を唱えるものではありません。しかし、生活援助サービスおよび福祉用具貸与を軽度者の保険給付から外すことは、「自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける」ことを目的とした地域包括ケアシステムの方針と大きく矛盾しています。

福祉用具、住宅改修については、西東京市議会において見直しを求める意見書が可決され、議員各位のご尽力に感謝しております。

しかし、生活援助サービスについても保険給付から外さないように、ご尽力いただきたいところです。これまで介護福祉士等の専門職は、掃除や調理といった生活援助を通して利用者的心身の変化を捉え、適切な対応を行うことで介護の重度化を予防してきました。今回、見直しの対象とされる要介護1・2には、認知症の患者が含まれます。もし生活援助サービスを保険給付から外せば、専門的知見からの早期発見・早期対応が遅れ、在宅生活の継続が脅かされるばかりか、重度化による給付費用の増大により、介護保険制度の持続可能性が損なわれるおそれもあります。

独り暮らしや認知症高齢者が急増する中、政府の掲げる「介護離職ゼロ」を現実のものとするためにも、要介護1・2の要介護者に対する介護保険給付の継続と、その他制度見直しへの慎重な対応を国に求めていただくようお願いいたします。